

2026年3月31日

「多額の不適切な会計処理」に関する
経緯と現時点での対策

いのちのことは社伝道グループ
役員会

昨年末、12月23日付で発表しました、いのちのことは社内ですじた「多額の不適切な会計処理」の件により、神様からの負託、及び小社をご利用・ご支援いただきました諸教会の皆様のご信頼を大きく損なうこととなりましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。この不祥事の発覚直後より、小社役員会では、同様の事件を二度と起こさないための再発防止策を講じてまいりました。社内の業務マニュアルの整備とともに、さらなる再発防止策の構築を進め、全社での取り組みを開始しております。その経緯とともに現段階での進捗を報告いたします。

1. 「多額の不適切な会計処理」発覚の経緯

- (1) 当該元職員Aは2016年4月～2024年1月まで営業部の責任者であり、その責任の一環として、営業スタッフが外商活動で得た現金での売上金および献金を確認のうえ保管し、社内システムへの売上登録と経理課への入金を行う業務を担っていました。またAは営業部の各販売部門における在庫管理と棚卸の報告義務を負っていました。
- (2) 2024年1月にAから退職の申し出があったため、それを受理し、新たに代務者が営業部の責任を担うことになりました。その新たな体制の下で、過去の販売活動において、各販売スタッフによる日報での売上報告額と実際のシステムへの売上入力額に食い違いがあり、売上登録と入金がなされていない会計処理が多数存在することが発覚しました。
- (3) このことから、過去に遡って、売上報告とシステム上の売上登録の突き合わせを行ったところ、確認できる7年間にわたり、数千万円に及ぶ不適切な会計処理がなされていたことが浮かびあがりました。その過程で、手渡された献金で入金が確認できないものが1件ありました。
- (4) この調査結果をもとに、Aに対して、不明な会計処理について質しましたが、明快な回答はなく、間もなくAは代理人を立て、直接の連絡が取れない状況となりました。そこで、弊社役員会はAを懲戒解雇処分としました。その後も、Aに対し弁護士立会いによる説明の機会を設けましたが、Aは直前でのキャンセルを行うなど、誠意ある対応を見せませんでした。
- (5) そのため、このままでは時間ばかりが経過し、全容解明ができないと判断し、理事会とも協議と祈りを重ね、熟慮の上、司法などの公的機関を通しての捜査に踏み出す決定をしました。

現在は刑事、民事の法的措置の準備段階にあるため、裁判に支障の出ない範囲での情報に限り公表していることを、なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお弊社への献金については大部分を振込みで頂いております。この振込みとゴスペルボックスで巡回時にいただいた献金については総務部が管理し、適正に処理されておりました。

2. 再発防止策について

現在までの社内調査の中で、今回の元職員による不祥事を生じさせるに至った組織の課題としては下記が挙げられます。

- ・一人の責任者に長期間、金銭に関わる広範囲の業務を担わせたこと。
- ・責任者の金銭に関する管理業務を随時チェックする機構が構築できていなかったこと。
- ・販売・在庫管理システム運用の社内統一ルールの設定と遵守がおろそかであったこと。
- ・責任者の選任、育成において厳格な基準と取り組みが欠けていたこと。

こうした課題を克服すべく、以下の対策が必要と考え、実施しています。

2.1 2024年1月の発覚後、すぐに開始している再発防止策

- (1) 営業部の責任体制を3名の役員が監督する体制としました。
2024年1月からは、社長の岩本が営業部責任者の代務者となり、2024年7月1日からは新たな営業部全体の責任者として役員1名を指名し、その下に外商部門(現金による販売)の責任者の役員、別に店舗責任者の役員を配置しました。
- (2) 2024年1月より、現金売上、献金の取り扱いについて、以下の新たなルールを定めました。
また、現金売上、献金の取り扱いについて、複数の職員を経由して、透明性の高い売上計上・入金処理を行い、小さなミスも発見しやすい環境を整えました。また、最終的には社長まで報告があがり、チェックがなされる仕組みとしました。
 - ① 営業担当者が日報で報告した売上金額と、営業担当者が持ち帰った売上明細の合計額を上長がチェックする。